

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

序中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月30日

亀岡市教育委員会教育長 川 勝 哲 也

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、「の呼出しに応じる」を「へ出頭する」に改める。

別表の2の表(5)の項中「参考人等として官公署の呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する」に、「から法令」を「へ法令」に、「参考人等として呼出しに応じる」を「参考人、被害者参加人等として出頭する」に、

「 鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。参考人とは、犯罪捜査のため、捜査機関により取り調べられる者のうち被疑者以外の者をいう。 」

を

「 鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。

参考人とは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）等
にいう参考人である。

被害者参加人とは、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）にいう被害者参加人である。 」
に改める。

別表の３の表及び別表の４の表中「（昭和３７年法律第１５２号）」を削る。

別表の６の表(10)の項中「地方公務員災害補償法」の次に「（昭和４２年法律第１２１号）」を加え、同表(12)の項中「学校教育法」の次に「（昭和２２年法律第２６号）」を加える。

附 則

この訓令は、令和８年６月３０日から施行する。